

高額療養費申請手続きの簡素化（自動振込）のご案内

高額療養費の申請手続きとして、これまで対象の月ごとに申請書・請求書をご提出いただいております。令和7年4月からは、別添「国民健康保険高額療養費支給申請手続簡素化申出書兼同意書」を提出していただくことで、次回以降の高額療養費が原則、指定の口座に自動的に振り込まれます。

◆簡素化の申出方法

「国民健康保険高額療養費支給申請手続簡素化申出書兼同意書（以下「簡素化申出書」）」の同意事項を確認の上、必要事項を記入し「国民健康保険高額療養費支給申請書」と「請求書」とともに市民課に提出してください。

【提出書類】

①国民健康保険高額療養費支給申請書

②請求書

③国民健康保険高額療養費支給申請手続簡素化申出書兼同意書

①～③の3点すべて必要事項を記入の上、同封の返信用封筒でご返送ください。

※今までは支給見込額が10,000円以上だった場合、領収書の確認をしていましたが、今後はご提出いただく必要はありません（国民健康保険税に滞納がある世帯を除く）。

ただし、一部負担金（医療機関等への支払い）に未払いが発生した場合は、高額療養費を支給することができません。その場合は必ず下野市にご連絡ください。

◆簡素化開始時期（例）

受付日	簡素化開始時期
～毎月10日頃	翌月末入金分から
～4月10日頃	5月末入金分から
～5月10日頃	6月末入金分から
～6月10日頃	7月末入金分から

※毎月10日より後にご提出いただいた場合は、翌々月から簡素化開始になるため、翌月の申請案内に再び簡素化申出書が同封されてしまう場合があります。ご了承ください。

◆振込日と振込金額の確認方法

指定口座に振込む前（毎月下旬）に郵送する「高額療養費支給決定通知書」にて振込日と振込金額について確認いただくことができます。支給決定通知書は、確定申告の際に必要となることがありますので大切に保管してください。

◆口座の変更、簡素化解除（例）

簡素化開始後に振込口座の変更や簡素化の解除を希望する場合は再度、簡素化申出書の提出が必要です。市民課にご連絡ください。

受付日	口座変更時期	簡素化解除時期
～毎月10日頃	当月末入金分から	翌月末入金分から
～4月10日頃	4月末入金分から	5月末入金分から
～5月10日頃	5月末入金分から	6月末入金分から
～6月10日頃	6月末入金分から	7月末入金分から

※「受付日」とは

- ・持込の場合、窓口で簡素化申出書や各届を提出した日
- ・郵送の場合、簡素化申出書が市民課に到達した日

◆注意事項

- ・簡素化申出以降に発生した高額療養費のみ自動振込となります。
- ・簡素化申出書を複数枚提出いただいた場合は1枚目の内容で登録をします。
- ・登録口座に振込みができない等、簡素化が解除された場合は、自動振込を停止します。改めて簡素化申出書を提出してください。
- ・社会保険等に参加し、国民健康保険の資格を喪失した場合は簡素化が解除されます。
- ・前年度以前の国民健康保険税に滞納が発生した場合は、支給見込額が10,000円以上ですと領収書の確認が必要となりますので、領収書は大切に保管してください。

◆簡素化開始にあたっての同意事項（必ずお読みください）

- ・この申出以降に発生した高額療養費については、国民健康保険の資格を喪失するまでの間、指定された口座に振り込まれること。ただし、これより前的高額療養費（既に支給申請案内を送付しているもの）については、従前どおり支給申請が必要であること。
- ・世帯主や被保険者記号・番号に変更があった場合は、簡素化が解除されること。
- ・前年度以前の国民健康保険税に滞納が発生した場合は、簡素化が解除されること。
- ・指定された口座に振込みができなくなった場合は、簡素化が解除されること。
- ・第三者行為や労災、または給付制限に該当する場合は簡素化の対象とはならないこと。
- ・一部負担金（医療機関等への支払い）に未払いが発生した場合は、下野市に連絡すること。
高額療養費支給後に一部負担金未払いが発覚した場合は、下野市に返還すること。
- ・高額療養費支給後に支給額が減額になった場合、下野市に差額を返還すること。
- ・高額療養費の支給事務に必要な医療費等の情報を、下野市が医療機関等に照会すること。
- ・その他、市長が必要と認める場合は、簡素化が解除されること。